イにおいて同じ。）を含有するガスケッ
際現に存する国内の化学工業の用に供する
接合部分に使用される直径 1500mm 以上の

ることとしたこと。

3 月 1 日において、現に使用されているも
続き使用されている間は、譲渡、提供又は
ものとしたこと。
使用の禁止が適用されない物については、
和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）
条の 2 第 1 項の文書の交付等による通知を
たこと。
等についての罰則の適用については、なお
。

品等（現に使用されているもの）を使用し

能な限り速やかに、石綿を含有しない代替

ては、石綿等に係る適切なばく露防護措置
切な廃棄を行うこと。

平成２４年１月２５日

社団法人日本表面処理機材工業会
会長　殿

厚生労働省労働基準局長

石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置の終了について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号。以下「平成 18 年一部改正令」という。）により、平成 18 年 9 月 1 日から、石綿等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）が一部を除き禁止されました。一部について製造等の禁止が猶予されたものは、国民の安全上の観点等から代替化には実証試験が必要である特殊な用途のジョイントシートガスケット等であり、平成 18 年一部改正令に適用除外製品等として掲げられていたところです。

厚生労働省としては、適用除外製品等についても、早期の代替化を促進してきたところですが、今般、最後の品目についても代替化が可能となったことから、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 13 号。以下「改正令」という。）により平成 18 年一部改正令の改正を行い、これらの製造等を禁止しました。

つきましては、本改正の主な内容は下記 1 のとおりでありますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業者等に対し、本改正内容の周知徹底を図るとともに、改正令の施行後も引き続き譲渡、提供又は使用の禁止が猶予されるものを使用している事業者等に対して、下記 2 に掲げる事項についての周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正令の内容等については、厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html）に掲載することとしております。

記

1　改正の概要

（1）適用除外製品等の見直し

平成 24 年 3 月 1 日以降、適用除外製品等とされていた次に掲げるものの製造等を禁止することとしたこと。

トであって、改正令の施行の際
施設の設備（配管を含む。）の
もの
イ　アの原材料

（2）施行期日

平成 24 年 3 月 1 日から施行する

（3）経過措置

ア　（1）について、平成 24 年 3
のについては、同日以後引き続
使用の禁止の規定は適用しない

イ　アに記載する譲渡、提供又は
引き続き、労働安全衛生法（昭和
第 57 条の表示等及び法第 57 条
行わなければならないものとし

ウ　改正令の施行前にした行為等
従前の例によるものとしたこと

2　1（3）アに掲げる適用除外製品
ている事業者に対する周知

（1）保守点検等の機会を捉え、可能
物に交換すること。

（2）（1）の代替物への交換に際して
を講ずるとともに石綿等に係る適